

VII. 派遣議員団としての所見

1. 総合的所見

(1) ODAの量の確保の必要性

ODAは我が国外交の重要なツールであり、我が国の国益を損なわないためにも十分な量の確保が必要である。既に参議院政府開発援助等に関する特別委員会においては平成20年5月にODAの増額について決議を行っている。

国際連合は1970年に先進国がGNIの0.7%をODAに振り向ける旨の目標を打ち立てており、例えばこれを達成していないフランス（首相が主宰するCICID－省庁間国際協力・開発委員会－で2015年の達成目標維持を決定）、英国（国際開発省及び財務省が2013年に達成するロード・マップを策定）においては、目標達成に向けた取組を行っており、我が国もこれを見据えた取組を行う必要がある。

(2) TICADIVのコミットメント実現のための円借款の的確な供与

2008年に開催したTICADIVにおいて我が国は、「向こう5年のあいだ、最大40億ドルの円借款を積極的かつ柔軟なやり方でアフリカに提供」することを表明している。他方、債務免除を受けた国に対する円借款の供与は世界銀行、アフリカ開発銀行等国際機関との協調融資が原則となっている。しかしながら、今般訪問したウガンダ共和国の「ナイル架橋建設計画」に関して、我が国円借款とアフリカ開発銀行のシステムの相違が実施についての懸念材料となっている。

TICADIVの公約実現のためにも、我が国、国際機関双方のシステムの違いを乗り越えて被援助国のニーズに応えることができるよう、柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 人材育成支援無償のアフリカ地域への拡大等人的交流の促進

経済成長に資するインフラの整備の必要性は言うまでもないことであるが、今後の援助の方向性として援助のソフト化、人材育成のための人への投資とともに、人的交流を様々なレベルで拡大・強化することが必要である。特に、平成12年以降アジア諸国から2,000人以上の実績がある人材育成支援無償（無償資金により奨学金を支給する制度）を早期にアフリカ諸国に導入し、開発重点分野に携わる人材の育成を図り、人的交流を拡大強化すべきである。

また、議会間交流の強化を行うとともに、議員、議会事務局スタッフ・トレーニングのための支援の検討を行うべきである。

(4) 官民連携の推進

今後の我が国のODAの在り方の1つとして、「官民連携」をキー・ワードとして挙げるができる。資源開発を行う民間企業の事業の周辺部分の社会・経済インフ

ラの整備をODAで支援することが必要である。

また、我が国からの投資環境を整備するため、円借款を始め、我が国の援助につき時機を失することなく機動的な対応を行うことが必要である。

(5) 開発における全員参加型アプローチに向けた積極的支援

国際的なNGOが開発において果たしている役割は極めて重要であることは言うまでもない。また、今回ウガンダ共和国で訪問したワトト(WATOTO)村はその活動が同国のオーナーシップを補完している好事例である。

全員参加型のアプローチを行うため、開発に関与する様々な主体への積極的な支援が必要である。

(6) 南南協力、特にアフリカ域内における南南協力の積極的な推進

TICADプロセスは、南南協力の拡大の原則に基礎を置いているが、ケニア共和国を拠点とする「理数科教育強化計画プロジェクト」(前身の「中等理数科教育強化計画」以来の活動を含む)、ウガンダ共和国を拠点とする「ネリカ米の普及」等、援助効果を一国から地域、更に大陸へと広げていくため、アフリカ地域における南南協力をより積極的に進めていくべきである。

(7) 会計検査院からの指摘に対する我が国と被援助国が一体となった適時適切な改善措置の実施

ODAに対する国民の厳しい評価がある中、事業効果の発現が不十分である等、会計検査院による指摘を受けた案件については、当該案件の改善のための措置を早急に講ずるべきである。

今回ケニア共和国で視察を行った「園芸作物処理施設」では、視察当初改善計画についての詳細なレポートが提出されなかったが、かかる事態が生ずることがないように、我が国(外務省、JICA)及び相手側(政府機関、実施機関)が一体となり、原因の究明及び改善のための計画の策定を行う等、対応に万全を期す必要がある。

2. 対ケニア共和国ODAについて

(1) ケニア国別援助計画の早急な改訂

ケニア共和国に対して我が国は、サブ・サハラ・アフリカ最大の援助を供与してきている。しかしながら、「ケニア国別援助計画」は平成12年8月に策定されたもののその後改訂されていないのは大きな問題である。この間我が国は新たな「政府開発援助大綱」、「政府開発援助に関する中期政策」を策定するとともに、2回にわたるアフリカ開発会議を開催し、ケニア側においても2007年(平成19年)に政治的混乱があったとはいえ、開発のための政策文書の作成がいくたびも行われている。これら状況の変化を受けて時機を逸することなく国別援助計画の改訂が行われて然るべきであ

ったと考える。

については、政府は早急にケニア国別援助計画の改訂を行うべきである。

また、ケニア共和国以外の国においても、国別援助計画の策定、または改訂の状況について調査を行い、適時適切な策定または改訂を行うべきである。

(2) 理数科教育強化の一層の充実・強化

アフリカ諸国にとって人材育成は喫緊の課題である。人材育成を支える理数科教育の強化の必要性は各国に共通していると言えることができる。ケニア共和国をベースとして中等教育を対象に2008年まで行われた「理数科教育強化計画」及び2009年から開始した対象を初等教育に広げること等を内容とする「理数科教育強化計画プロジェクト」は、アフリカ全土の34か国1地域（正式参加は24か国1地域）が参加する波及効果が極めて高いプロジェクトである（既にケニア国内及びアフリカ地域で18,000人以上の能力強化に資している）。

アフリカ諸国の人材育成を更に進め開発能力の向上に資するよう、本プロジェクトを更に強化すべきである。

(3) ケニア北部地域の干ばつに対する援助の拡充

ケニア北部地域の干ばつの状況は極めて悲惨である。我が国は国際機関（国連世界食糧計画：WFP）を通じて、あるいは独自に干ばつ被害に対する支援を行っているが、これを更に拡充すべきである。

3. 対ウガンダ共和国ODAについて

○ネリカ米の長期専門家5名程度の増員

我が国は、ウガンダ共和国をネリカ米の開発・普及の重点国にしている。同国にはネリカ米の長期専門家が2名派遣されているが、同国のネリカ米の拠点としての地位を更に向上し、食糧輸入国である状況の改善に資するとともに、更に周辺諸国への波及効果を高めていくため、長期専門家5名程度の増員を行い、体制を強化する必要がある。

4. 対南アフリカ共和国ODAについて

(1) 南アフリカ共和国との重層的な関係強化を目指した人的交流の促進

平成22年は、我が国と南アフリカ共和国との交流100周年の節目の年である。南アフリカ共和国はサブ・サハラ・アフリカのエンジンとしての位置を占めている。また、AU（アフリカ連合）への統合が行われつつあるものの、NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）の事務局は同国の中に置かれており、アフリカ全体の開発に当たって同国の果たす役割は極めて大きい。

我が国と南アフリカ共和国の関係をより強固なものとするため、高いレベルでの交流を含む、人的交流を重層的に行い、両国の関係強化に努めるべきである。特に、ズマ大統領の早期来日を実現することは極めて重要であると考ええる。

(2) 南アフリカ共和国に対する円借款の再開のための条件の整備

南アフリカ共和国は従来、円借款を必要としないとのスタンスを採っているとされてきたが、要人との会談の中で、エネルギー分野にかかる円借款の再開について非常に前向きな発言がなされたことの意義は極めて大きいと考える。T I C A D I V のコミットメントを果たしていくためにも同国に対して円借款の供与を再開することは重要である。

このため、南アフリカ政府に対して円借款再開の判断を促し、クール・アース・パートナーシップに参加するよう、高いレベルで働き掛けを行うとともに、我が国側においてもその環境整備に努めていくことが必要である。

5. その他

以上に加え、我が国と「AU、NEPADの更なる関係の強化」、「世界銀行を始めとする国際機関を我が国の政策実現のために活用する戦略の構築」について検討を行う必要がある。

おわりに：T I C A D I V の公約を果たすために

我が国は、2008年に開催したT I C A D I Vにおいて、「アフリカ向けODAを2012年までに2倍とすること」を公約している。この公約を果たしていくためには、この1、2年の取組が極めて重要である。

議員団としては、参議院政府開発援助等に関する特別委員会においても対アフリカ援助について十分な議論を行い明確な方向性を打ち出すとともに、政治のリーダーシップにより国際公約が確実に履行されることを強く希望するものである。